

### 保険料控除証明書は大切に保管を

国民年金保険料は、所得税と住民税に係る申告の際、全額が社会保険料控除の対象になります。この社会保険料控除を受けるためには、支払ったことを証明する書類が必要です。

年末調整や確定申告の際には、日本年金機構から11月上旬または翌年2月上旬に送付される「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を必ず添付してください。

▼11月送付対象者  
1月1日から9月30日までに国民年金保険料を納付した人

▼翌年2月送付対象者  
10月1日から12月31日までに今年はじめた国民年金保険料を納付した人

※家族の国民年金保険料を納付した場合も、その本人の社会保険料控除に加えることができます。家族宛に送られた控除証明書を添付して申告してください。

●町民課住民係  
☎985-4106  
松山西年金事務所国民年金課  
☎925-5175

### 無料のうちに住基カードを作ろう

住民基本台帳カード(住基カード)は、住んでいる市区町村で交付が受けられるカードです。顔写真付きのものであれば、免許証などと同様に公的な身分証明書として利用できます。

発行手数料は、平成25年3月29日まで無料(その後は500円)です。写真もその場で撮りますのでこの機会にぜひ作りませんか？

▼申請に必要な物

①官公署発行の写真付き身分証明書(運転免許証、パスポートなど)と保険証など ②印鑑

※写真付き身分証明書をお持ちでない場合や不明な点がある場合は、事前にお問い合わせください。

▼受付時間 平日9時~16時  
●町民課住民係  
☎985-4105

### パート収入と税金

夫が会社勤務、妻はパート収入だけの場合、パート収入は給与所得となり、年収から給与所得控除(最低65万円)を引いて求めます。

●夫の配偶者控除・配偶者特別控除  
妻のパート収入が103万円以下なら配偶者控除を、141万円未満なら配偶者特別控除を受けます。配偶者特別控除は妻のパート収入が増えると減少します。

#### ●妻の税金

パート収入が103万円以下なら所得税は課税されませんが、町民税は課税されることがあります。町民税には所得割と均等割があります。所得割はパート収入が100万円を超える場合に課税され、均等割は93万円を超える場合に課税されます。

配偶者のパート収入	配偶者控除	配偶者特別控除	配偶者自身の課税	
			所得税	町民税
93万円以下	○	×	非課税	町民税 非課税
93万円超 100万円以下				町民税 課税
100万円超 103万円以下	×	○	課税	町民税 非課税
103万円超 141万円未満				町民税 課税
141万円以上		×		町民税 課税

※合計所得が1,000万円を超える場合、配偶者特別控除は受けられません。

●税務課町民税係(町民税)

☎985-4110  
松山税務署・電話相談センター  
☎941-9121

### 松山税務署 年末調整説明会

日時	会場
11/16(金) 14時~16時	松前総合文化センター 広域学習ホール
11/19(月) 14時~16時	東温市役所 4階大会議室
11/20(火) 14時~16時	松山市総合コミュニティセンター カメラアホール
11/21(水) 10時~12時	砥部町中央公民館 2階講座室
11/22(木) 14時~16時	久万高原町産業文化 会館 研修室

●松山税務署 ☎941-9121

### 柔道整復師、あんま・マッサージ指圧師、はり・きゅう師に施術を受けるときは 保険が使える場合と使えない場合があります

保険が使える場合だけ、松前町国民健康保険・後期高齢者医療から療養費として払い戻しが受けられます。

	○保険が使える場合	×保険が使えない場合(全額自己負担)	その他注意事項
柔道整復師(整骨院接骨院)	急性の外傷性のけがの場合(ねん挫、打撲、肉離れ、骨折・脱臼の応急手当)	・疲労や年齢からくる肩こり、腰痛や体調不良など ・スポーツによる筋肉疲労 ・神経痛、リウマチ、関節炎、ヘルニアなどの病気が原因の痛み ・保険医療機関で治療中のものなど	接骨院・整骨院に通った日数と医療費通知の日数が異なる場合は、ご相談ください。
あんま・マッサージ	筋肉麻痺や関節拘縮などで、医療上マッサージを必要とする場合 ※医師の同意が必要	疲労回復や慰安が目的の場合(単なる肩こりや腰痛や疾病予防のマッサージ)	自宅で治療を受けることができるのは、歩行困難や家族の助けが受けられない場合など、やむを得ない理由で通所できない場合に限りです。 ※医師の同意が必要
はり・きゅう	神経痛やリウマチ、五十肩、腰痛症などの慢性的な痛みのある病気 ※医師の同意が必要	保険医療機関で同じ病気の治療を受けている場合や、疲労回復が目的の場合	

●保険課医療保険係 ☎985-4107

### 児童の医療費請求をお忘れなく

平成24年4月1日以降に支払った児童の医療費を、保護者からの請求により払い戻します。受診日の属する月の翌月の初日から2年を過ぎると払い戻しできませんのでご注意ください。

#### ▼助成対象者

助成対象年齢の児童の保護者

#### ▼助成期間

外来：7歳の誕生日の前日まで  
入院：13歳の誕生日の前日まで  
※乳幼児医療費助成期間を除く

#### ▼助成金額

病院に支払った医療費の自己負担額(差額ベッド代などの保険適用外の費用や食事の一部負担額は対象外。高額療養費や付加金などの支給がある場合はそれらを除いた後の額)

#### ▼請求手続き

次のものを持って福祉課にお越しください。

- ①領収書(1カ月分まとめたもの)
  - ②児童の氏名が記載されている健康保険証
  - ③保護者の認印(朱肉を使用するもの)
  - ④保護者名義の預金通帳
  - ⑤限度額適用認定証(発行してもらった人だけ)
- ※領収書に必要事項の記載がない場合、申請書に医療機関の証明が必要になることがあります。  
※加入している健康保険から高額療養費や付加給付などの支給がある人は、その金額が分かるものを提示してください。

●福祉課児童福祉係  
☎985-4114

### 『気づくのはあなたと地域の心の目』 11月は児童虐待防止推進月間

児童虐待には、身体的虐待、性的虐待、ネグレクト(養育の拒否、怠慢)心理的虐待などがあります。保護者が子どものためだと考えていても、子どもの心や体の発達が阻害されるほど過剰な教育や厳しいしつけであれば、虐待と捉えられる場合もあります。

#### ▼見逃せない子どもからのサイン

- 不自然なあざやけこ、打撲
- 極端にやせている(栄養失調)
- 衣服や身体(髪や手足)が不潔
- 無表情
- 大人を見るとおびえる
- 落ち着きがなく乱暴(情緒不安定)

#### ▼相談機関

児童相談所 全国共通ダイヤル  
☎0570-064-000  
県中央児童相談所 ☎922-5040  
●福祉課児童福祉係 ☎985-4114

## 血管いきいき☆糖尿病予防のつどい

糖尿病予防の基本である「食事」と「運動」について実習を中心に楽しく学びます。健診結果で「血糖値が高い」「糖尿病予備軍」と言われた人、治療中の人、家族の皆さん、ぜひご参加ください。

## 【第1回】

## ▼日時

12月5日(水) 9時30分～13時

▼内容 「おいしく賢く食べて♪糖尿病予防」(講義と調理実習)

講師 管理栄養士 篠原久子先生

▼会場 松前町総合福祉センター2階 集会所

▼定員 調理実習：24人(実習代200円必要)、講義だけ：20人

▼締め切り 11月30日(金)

## 【第2回】

## ▼日時

12月14日(金) 9時30分～11時30分

▼内容 「手軽に運動！体もすっきり♪」(講義と実習)

講師 フィットネスインストラクター 井門恵理子先生

▼会場 松前公園アリーナ

▼定員 40人

▼締め切り 12月12日(水)

## 【共通事項】

▼対象 糖尿病予防に関心がある町民。1回だけでも参加できます。

▼申し込み方法 電話申し込み

▼申込先 健康課保健センター係

☎985-4118

## ●固定資産税

## 家屋を取り壊したら届け出を

固定資産税の課税対象となる家屋を取り壊した場合は、年内に松山地方法務局で建物滅失登記を行うか、役場に届け出をする必要があります。これらの届け出を忘れると、翌年度も取り壊した家屋が固定資産税の課税対象となる場合がありますので、ご注意ください。

☎税務課資産税係 ☎ 985-4111

## ●入札

## 平成 25・26 年度入札参加資格審査

25・26 年度に町が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等、業務委託や物品等の入札参加資格審査の申請を受け付けます。

受付期間 11月1日(木)～12月25日(火)

詳細は財政課窓口、ホームページで確認してください。受付期間を過ぎると認定が来年5月以降に遅れますので注意してください。

☎財政課入札検査係 ☎ 985-4157

平成 24 年度

## 宝くじ助成事業で整備

宝くじ助成により、鶴吉地区と北川原地区に祭り用具一式が整備されました。

## 鶴吉

◎祭り用具一式  
音響設備、ポップコーン製造機ほか



## 北川原

◎祭り用具一式  
のぼり旗、法被ほか



☎町民課コミュニティ係 ☎ 985-4228

子どもから大人まで 一緒にさわやかな汗を流しませんか

## 松前町ふれあい健康マラソン大会



- ◎日時 12月9日(日) 9時～  
小雨決行(予備日12月16日)
- ◎集合場所 松前浄化センター
- ◎コース 塩屋海岸沿岸道路
- ◎種別 ①ふれあいコース(2km)  
・小学生男子の部(4年生以上)  
・小学生女子の部(4年生以上)  
・中学生女子の部  
・ファミリーの部

②ふれあいコース(3km) ・中学生男子

③挑戦コース(5km) ・高校生以上の男女

※ 小学3年生以下は親子でファミリーの部に参加してください。

◎参加資格 町内に在住または在勤・在学している健康な人

◎申し込み方法 松前公園体育館、松前総合文化センター、東・西・北公民館にある申込書を提出してください。

◎締め切り 11月16日(金) 17時

☎社会教育課社会体育係 ☎ 985-4138